

大山オオタカの森営巣環境整備事業（毎木調査・下刈り）特記仕様書

1 目的

この仕様書は、鳥取県が請負業者に委託する大山オオタカの森営巣環境整備事業（毎木調査・下刈り）（以下「業務」という。）を円滑かつ効果的に運営するために必要な事項を定める。

また、この特記仕様書以外は、鳥取県森林整備事業等事務取扱要綱、鳥取県森林整備事業仕様書、鳥取県森林整備事業施工管理基準、鳥取県森林整備事業等業務検査規程を準用し、詳細は監督員と協議して決定する。

2 業務期間 契約締結日から令和7年9月30日まで

3 業務場所 西伯郡大山町豊房地内

4 業務内容

（1）下刈り

全体平面図及び施業地平面図に示す区域（控除区域・棚積面積を除く）の下刈り（天然更新している松の生育を阻害する草、雑木を刈り払う）を行う。

【留意事項】

- ・本区域は松の天然更新を行っており、松の幼樹を刈らないように十分留意すること。

【施工時期】

- ・7月上旬頃までオオタカの営巣期間であるため、営巣期間後の7月20日以降に下刈りを行うこと。
- ・詳細な施業時期は事前に発注者と連絡調整すること。

【除地の取り扱いについて】

- ・0.01ha以上の除地がある場合は、起工測量時に対象面積から外すこと。

（2）毎木調査

全体平面図に示す区域の毎木調査を行う。なお、調査方法及び調査結果の取りまとめは以下のとおり行うこと。

【調査時期】

- ・調査は8月31日までにを行うこととし、調査実施後はすみやかに調査結果を発注者に報告すること。

【調査方法】

- ・胸高直径の測定は傾斜の上側地際から1.2メートルの位置を輪尺で測定する。
- ・胸高直径9センチメートル以上の立木を調査し、1センチメートル単位とする。なお、端数は切り捨てとする。
- ・樹幹が扁平で、胸高直径の長短二方向の差が短径の2割以上の場合は、その測定値の平均とする。
- ・胸高位置に、枝、節、瘤等著しい不整形を有する立木は、その上、下の正常な部分で、等間隔にある位置の直径を測定し平均とする。
- ・二又木は、胸高点以下で分岐している場合は、それぞれを独立木と見なし、どちらも分岐点から1.2メートル上方の直径を測定する。また、胸高点以上で分岐しているものは、1本と見なし胸高地点の直径を測定する。

・毎木調査の結果を、立木調査野帳（様式第1号）に取りまとめること。

【調査結果の取りまとめ】

調査終了後、立木調査野帳（様式第1号）成果品として書面及び電子データにより提出すること。

5 注意事項

- (1) 本業務は国立公園内での作業であるため、十分な配慮をもって施業すること。
- (2) 業務の施業に当たっては常に安全に留意した現場管理を行い、災害の防止を図ること。
また、事業案内看板で周知する等、事業関係者以外の者への安全管理にも留意すること。

6 現場管理費補正

本業務は、熱中症対策に資する現場管理費補正の対象業務とする。

森林整備事業等における熱中症対策に資する現場管理費補正の試行について（令和2年2月17日付第201900293577号森林づくり推進課長通知）に基づき、業務着手前に提出する業務計画書に、業務期間中における気温の測定方法及び計測結果の報告方法を記載すること。

7 週休2日工事

本工事は、鳥取県治山工事及び林道工事における週休2日の取得に要する費用計上実施要領(令和6年4月26日付第202400033117号森林・林業振興局長通知及び第202400031869号治山砂防課長通知)の対象工事である。<https://www.pref.tottori.lg.jp/317565.htm>に掲載された本工事調達公告日時点で最新の同要領の規程に従い週休2日工事を実施すること。